

保育料の軽減拡大について

長野県と連携して保育料の更なる軽減を行い、子育て家庭の経済的負担の支援強化に取り組む予定です。

1 概要

市では未満児の保育料のうち、経済負担が大きい多子世帯の保育料について、国基準の同時入所による軽減範囲を拡充した市独自の基準を定めて、子育て家庭の経済的負担の軽減を行ってきました。しかし、進行する少子化に歯止めがかからないことから、長野県が新たに創設した保育料軽減補助金を活用して、子育て家庭の更なる支援に取り組む予定です。

2 主な内容(予定)

子どもの保育所等への同時入所に関わらず

- ・第3子以降の保育料の無償化
- ・第2子の保育料の半額
- ・低所得世帯の保育料の第1子半額、第2子無償

3 補助金

長野県保育料軽減事業補助金(負担割合:茅野市 1/2、長野県 1/2)

4 実施時期(予定)

令和6年度後期分(9月～3月分)の保育料算定から適用

教育委員会事務局 こども部 幼児教育課

保育料軽減事業の拡大について

1 現状

令和元年10月から幼児教育、保育の無償化が実施され、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもについては、保育料が無償となっています。未満児の保育料のうち、経済負担が大きい多子世帯の保育料については、国基準の同時入所による軽減範囲を拡充した市独自の基準を定めて、子育て家庭の経済的負担の軽減を実施しています。《表1》

2 保育料の軽減事業の拡大について

長野県は、市町村と協力して若者・子育て世代の希望を実現するために更なる支援に取り組むために、令和6年度から「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」を改訂し、未満児の保育料について、多子世帯や低所得世帯の更なる負担軽減を図る新たな保育料軽減事業補助金を創設しました(事業負担:長野県1/2、市町村1/2)。この補助金では、同時入所に関わらず第3子以降の保育料の無償化、第2子の保育料の半額、低所得世帯の保育料を軽減しています。当市もこのプロジェクトに賛同し、補助制度を活用することで更なる子育て支援を行います。《表2》

《表1 現在の保育料軽減範囲（ひとり親世帯等世帯を除く）》

推定世帯年収	第1子	第2子		第3子以降	
		同時入所	非同時入所	同時入所	非同時入所
360万円未満	対象外	半額	半額	無償	無償
360万円以上	対象外	半額	対象外	無償	半額

《表2 新たな保育料軽減範囲（ひとり親世帯等世帯を除く）》

推定世帯年収	第1子	第2子		第3子以降	
		同時入所	非同時入所	同時入所	非同時入所
360万円未満	半額	無償	無償	無償	無償
360万円以上	対象外	半額	半額	無償	無償

3 実施時期 令和6年度後期分（9月～3月分）の保育料算定から適用